

産業生活常任委員会
予算常任委員会産業生活分科会

(平成27年12月11日)

○ 森 智広委員長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、産業生活常任委員会を始めさせていただきます。

今定例月議会より、委員会開始時に各委員会別に配付されます一般議案関係所管事務調査協議資料関係については、タブレットに資料が送付されておりますので、タブレットをお持ちでない方はご用意いただけますか。皆さんお持ちですね。追加資料関係は基本的にタブレットに配信しております。ただ、タブレットに配信できない資料もありますので、その部分につきましては紙面の資料ということになっております。よろしくお願ひします。

ただいまよりインターネット中継を開始させていただきます。

今回、非常に協議会関係が多うございます。協議会の申し出が6件ありまして、まずは審議を中心にさせていただきます。審議が終わった後に協議会をさせていただくということになっております。

また、所管事務調査としまして、議員の参画を取りやめた各種委員会、審議会の内容について理事者より報告があります。

まず、当委員会所管部分は、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会、四日市市美術展覧会運営委員会となります。また、第1回同和行政推進審議会についても、当委員会所管部分に限り報告していただくこととなっております。ですので、審議会に基本の別の協議、所管事務調査内容がありますので、ボリュームが多いですけれども、何とか今日中に終わりたいなと思っております。

では、市立四日市病院のほうから所管部分の議案についての審査を行っていきたいと思ひます。

まず、事務長よりご挨拶をいただきます。お願ひします。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

改めまして、おはようございます。市立四日市病院でございます。

今回、市立四日市病院といたしましては、債務負担行為の追加を内容といたします市立四日市病院事業会計の補正予算案を提出させていただいておりますので、ご審査よろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

議案第45号 平成27年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算

○ 太田市立四日市病院総務課長

おはようございます。総務課長、太田でございます。

市立四日市病院、議案第45号平成27年度市立四日市病院事業会計の補正予算でございます。

前回の議案聴取会のほうでも述べさせていただきましたけれども、今回の補正は債務負担行為でございますが、いずれも今年度の支出は伴わないいわゆるゼロ債務、来年度以降の債務についてでございます。前回の議案聴取会の際に業務事務処理委託等に関する経費につきまして、過去の業者であるとか、それについての資料をご用意ということでございましたので、提出させていただいております。タブレットのほうにご送信させていただいていると思いますので、よろしいでしょうか。市立四日市病院のところでございますが、よろしいでしょうか。

○ 森 智広委員長

ご準備よろしいですか、タブレットのほうも。

○ 太田市立四日市病院総務課長

今回全てタブレットに入るデータでございますので、そのタブレットの市立四日市病院の3ページ目になると思います。タイトルの上に業務事務処理委託等に要する経費に関する年度別契約の相手方と実績額と示させていただいているところでございます。よろしいでしょうか。

中につきましては、過去の実績額、平成27年度については見込み額でございます。また、説明させていただきますが、産業廃棄物の金属類につきましては売却益が出ていますので、それを三角で売却額という形で示させていただいております。

それでは、3ページのほうでございますが、まず、臨床検査業務委託、患者さんから血液であるとか組織であるとか……。

○ 森 智広委員長

済みません、3ページというのは。

○ 太田市立四日市病院総務課長

タブレットでは3ページ目になる。

○ 森 智広委員長

ページ番号じゃないんですね、済みません。

○ 太田市立四日市病院総務課長

下のページですと1と、済みません、わかりにくくて申しわけございません。

○ 森 智広委員長

3枚目、わかりました。

○ 太田市立四日市病院総務課長

よろしいでしょうか。

済みません。それでは、まず、(1) 臨床検査業務委託、これは患者さんの血液であるとか組織をとりまして、それによって、例えばホルモンについての検査であるとかアレルギー、薬物とか免疫であるとか、そういうものがあるかないかであるとか、どういう状況であるかというようなものでございます。調べる内容、とる組織、血液であるとか組織であるとか細胞とかによって七つの分類があるということで、第1分野から――次のページになりますけれども――第7分野までであるということでございます。

こちらのほうについては、今回この契約について、全て1年の債務負担行為でございますので、平成22年度以降のもので業者名、実績額、そして、入札の場合は何社が入札参加というようなことで示させているところでございます。

次、(2) 放射線量測定委託ということでございます。放射線治療を行っておりますので、アイソトープ検査室であるとかライナックの治療室におきましては、放射線がどのぐらい今あるのか、それが許容を超えているといけないというようなことで、その測定の委託というようなことでございます。

(3) の歯科技工業務委託につきましては、歯科口腔外科が行う例えば義歯であるとか、そういったものの作成の業務委託。

(4) につきましては、患者さんに使っていただくタオルであるとか、看護師が使う白衣であるとか、ドクターが着る白衣であるとか、そちらのほうの洗濯業務でございます。

そして、次のページ、(5) については電話交換業務委託で、全国、基本的には病院というのは、電話したとき、まず最初、交換が出て、そこから各部局であるとか診療科に電話をつなぐというようなことになっておりまして、その電話交換業務ということでございます。平成25年度からは業務再編により業者が変わっているということでございまして、今の電話交換業務とその二つ、歯科技工業務、洗濯業務につきましては今年度まで随意契約でございましたけれども、来年度からは入札ということで考えております。

(6) はインターネットパソコンのほうの運用保守ということでございます。

(7) からは産業廃棄物、廃プラ、金属、ガラス瓶、ペットボトルまで産業廃棄物でございます。このうち金属類とペットボトルにつきましては、近年は売却ということで、こちらが収益のほうになっているということでございます。

(11)、(12) は一般廃棄物の可燃ごみ、燃え殻でございます。

(13) は古紙リサイクル、こちらにつきましては従来から売却益が出ているというところでございます。

最後、カーテンクリーニングでございますが、従来はリースでカーテンを入れておりましたけれども、今般の病棟の既設改修等に合わせましてこちらのほうで整備して、これについては26年度からクリーニングの業務をしていただいているというところでございます。こちらも従来随意契約でございましたけれども、入札のほうに切りかえるというところでございます。

非常に雑駁でございますが、追加資料の説明は以上とさせていただきます。

○ 森 智広委員長

議案聴取会におきまして、もう既に聞き取りは終わっておりますので、質疑に入りたいと思います。

追加資料含めて全般的な質疑ございます方、挙手をお願いします。

よろしいでしょうか、特に意見がなければ。

○ 伊藤修一委員

そうすると、随意契約でやっていたのが指名に変わるということですが、随契で残る業務はないんですね、もうそうすると。クリーニングとか何かいろいろあったんやけれども。

○ 太田市立四日市病院総務課長

今回こちらの債務負担で出ささせていただきました業務事務処理委託等に係る経費で今回出ささせていただくものについては、全て随意契約だったものは入札に切りかえさせていただきます。

○ 伊藤修一委員

ということは、歯科、洗濯、電話、カーテンということでもいいですね。

○ 太田市立四日市病院総務課長

はい、そのとおりでございます。

○ 森 智広委員長

他にございませんか。

○ 日置記平委員

何社あるか知らんけど、今言ってもらった、会社内容、ちょっと取り寄せてもらえるかな。関係している企業の企業案内。

○ 太田市立四日市病院総務課長

今の随意契約を予定しているところの。

○ 日置記平委員

ここに出てきたやつ。数字が出てきた企業はずっと十何社あるやん。

○ 太田市立四日市病院総務課長

こちらの今回の追加資料の中の業者の概要でございますか。

○ 日置記平委員

企業内容。

○ 太田市立四日市病院総務課長

済みません、具体的にどの業務の業者でございますでしょうか。

○ 日置記平委員

全部で、十四、五社あるのかな、17社あるのか。

○ 森 智広委員長

日置委員、どのレベルでの会社の説明になりますか。社名で。

○ 日置記平委員

どのレベルってここに発注しとる業務内容あるやんかな。それがわかるようなやつで。例えば会社案内やで、四日市市の市の案内みたいなもんで、病院の案内みたいなもんで、みんな各企業に企業案内あるやろう。それでええのや。難しく考えてもらわんでもいいに。

○ 太田市立四日市病院総務課長

済みません、恐縮でございますが、17社とおっしゃっていますが、どちらに。

○ 日置記平委員

今ずっと数えたら17社あった、まあええわ、何社でも、僕の記録間違いかしたかもわからんけど。今、契約している企業の、ここに出てきている、一社一社の会社案内。

○ 太田市立四日市病院総務課長

こちらの今、お示しさせていただきました追加資料の中ででてきている、今現在、今年度契約している業者の会社概要ということでよろしゅうございますでしょうか。

○ 日置記平委員

そうか、これ、平成22年度から出ておるんやな。それ全部拾い出したで17になったけど、まあ、今年度だけでいいわ。

○ 太田市立四日市病院総務課長

会社概要を調べさせていただいて、こういう会社で、例えば資本金が幾らでとか、そういうような概要でございませうか。

資料として後ほど提出ということによろしゅうございませうか。

○ 日置記平委員

後でええな。後でいいですよ。

○ 太田市立四日市病院総務課長

今現在、平成27年度契約しています会社の概要についてご用意させていただきます。

○ 森 智広委員長

14社ということですね、14項目ありますから。

○ 太田市立四日市病院総務課長

済みません、一番最初の臨床検査業務委託につきましては、かぶっているところもありますもので、いずれにしろ今年度のものについて、会社概要を提出させていただきます。

○ 森 智広委員長

日置委員、当資料は審議に影響はしない、後日でよろしいですか。わかりました。

○ 中森慎二委員

委員会資料のほうの1ページの中では、入札方法というのは明記されていないんですが、きょういただいているタブレット資料の中には指名競争入札、3社だとか7社、6社というふうにはこう書いてあるんですが、この指名競争入札3社というのは、3社しかできないということなのか、もし3社しかできないなら、別に一般競争入札にして指名業者を指名していく必要はないんじゃないかと思うんだけど、そこら辺の考え方というのはど

ういうことなんですかね。

この債務負担行為によって発注手続がされるわけなんで、今回も同じような条件で指名競争入札をされるわけですね。その前提としてお聞きをしているんだけど。

○ 太田市立四日市病院総務課長

1番のこちらの臨床検査につきましては、できる業者が非常にある意味限られていて、一括の第1分野に全て網羅というか、できる可能性のある業者は全国でもこの3社というふうに聞いておりますので、こちらで3社と出させていただいているところでございます。

○ 中森慎二委員

それなら別に一般競争入札にしておけばいいんじゃない、3社しか応札できないなら。指名する意味が何かあるのかな。3社ということは談合する可能性ありますよ、そんなん。わかっているわけ。だから、名前が出ている企業でしょう、ほとんど、3社というのは。悪い言い方をするつもりはないけれども、一般競争入札で、結果として3社しか応札できないということになるんじゃないかなと思うんだけど、ここで言う、今、指名競争入札しなくてはならない理由というものが何なのかというのをもう少し明らかにしておかないと、そのところの整理がちょっと甘いんじゃないかなと私は思うんだけど。

○ 太田市立四日市病院総務課長

それにつきましては指名ではなく、一般競争入札が適切ではないかというようなことも踏まえまして、入札方法について考えさせていただきたいと思います。

○ 中森慎二委員

だけど、この予算を認めるということは、債務負担行為を認めて、契約を認めるということですよ、契約行為を。ということは、契約行為の一番重要にかかわる入札方法がペండిングになっているというのではちょっと問題じゃないの、それは。

私は指名競争入札しかだめだと言われるなら、その理由を明確にして言うべきだと思うし、申し上げているような理由で、ただ今までそういうふうに来てきたからやっているというような考え方だったら、これは改めるべきじゃないかと思って。監査からもいろいろ指摘されていることも考えると、入札の弾力性というものをやっていかなきゃいかんと

私は思うんです。

だから、そこにこの指名競争入札3社、あるいは7社といろいろあるけれども、これ、例えば地元限定しているんだとか、いろいろ条件があるんだとしたら、それはやっぱり明確にすべきじゃないかというふうに思うんだけど、どうなんですかね。

例えば業務の信頼度だとか、ここに言いあわせないものがあるのであれば、医療現場の中において——そういうことが我々ちょっとわからないんで——そういうことがあるのであれば、それも含めて説明してもらう必要があるんじゃないかということを行っているわけ。

だから、3社の指名競争入札を全部否定するというつもりは私はないですよ。だけど、これしかないと言うのであれば、なぜそういうことなのかと。こういうことの整理を病院の中でちゃんとしておかないと、監査の指摘についても対応したということになっていかないんじゃないかなと私は思うので、あえて申し上げているのでね。

○ 太田市立四日市病院総務課長

今、中森委員にも言っていただきましたように、検査業務、これは発注して、検査結果で病名であるとか診断というのは大きくかかわってくるもので、これはいわゆる適正に検査が確実性、信頼性が求められる業務でありますので、そういう意味でこの3社にさせていただいているというふうに認識しております。

○ 中森慎二委員

これから契約行為に入っていくわけで、その今言われたようなところをやはり病院の考え方としてちゃんときっちりまとめられて、それはちょっと報告をしてもらう必要があるんじゃないかなと。こういう考え方で新たな業務委託の締結に臨みますよということ委員会にきっちり示してもらうべきじゃないかと私は思うんですが、この委員会開催中というのはちょっと無理だとするならば、後日でも結構なので、その上で応札契約に入っていくという考え方の整理をぜひしてほしいと思います。後は委員長にお任せします。

○ 太田市立四日市病院総務課長

ありがとうございます。ご指摘のことを踏まえて入札のこのある形を考えて臨みたいと思います。

○ 森 智広委員長

わかりました。

○ 中森慎二委員

随意契約というのものもあるんだけど、この考え方も一緒ですよ。どうして随意契約でなければならないのかというところの整理をちゃんとしてもらうということはあわせてちょっと委員長お願いしておきたいんですが、例えば洗濯とか歯科技工業務とか随意契約というふうになっているのもあるわけなので、それだけちょっとお願いいたします。

○ 森 智広委員長

これ、随意契約から変更になった部分もあるんですよね、次年度は、確認します。

○ 太田市立四日市病院総務課長

今まで随意契約でございましたけれども、来年度については全て入札にかえさせていただきます。

○ 森 智広委員長

当委員会の指摘を踏まえて、随意契約は競争入札に変えてもらうということです。ただし、競争入札が全て指名競争入札になっているところについて、恐らく整理の時間が少しかかると思うので、また所管事務調査等で少し時間をとって説明の時間をつくりたいと思います。

中森委員、それでよろしいですか。

○ 中森慎二委員

例えばいただいている資料の一番下、平成27年度の下に平成28年度の契約の指定ということで、これが指名競争入札3社になるのか、一般競争入札になるのか、あるいはこの考え方ならどうなのかということで、この表も使いながら説明してもらえばいいんじゃないかと思うんです。

○ 森 智広委員長

わかりました。この表を参考に平成28年度の状況というのを後日説明していただくこととします。指名競争の必要性をまとめてきていただきたいなど、こう思います。よろしいですか。

他に。

○ 日置記平委員

今の関連ですが、例えば100社あって、そのうちの5社は指名してあるとか、とかの話ね。10社あって3名を指名してあるとか、その理由という一つの指標を担当者は決めておくといいね。

例えば一つ、今、太田課長が言った検査の場合だったら、検査技術の能力とか、これ一番大事なことでしょう。この能力評価はこういうふうになっているとか、もう一つ大事なのはその企業の経営能力、経営性、経営の信頼性とか、もう一つは地域のシェアとか市場占有率、全国の市場占有率というような総合的な評価を担当部局は整理しておく、より信頼性高いよね、それがたとえ指名であっても。

一般競争入札が絶対いいとは言い切れないし、指名競争入札も絶対とは言えないけど、要はいかに信頼性が高いかという視点を間違わないようにすることが大事だと思うでしょう。だから、どの項目にとっても、その企業にお願いするということは、その企業の持つ総合能力を基準に置くことが大事じゃないかなと思うね。だから、私は、値段が安けりゃ全てよしというのは非常に問題があるので、そここのところの判断はあなた方がしっかりしてもらいべきやと思うね。意見です。

○ 森 智広委員長

この入札関係ですけど、市立四日市病院というのは、本庁の部分とはまた違う考え方が少し入っているんですか。それか、統一なんですかね。調達契約課に確認等、必要になりますか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

本庁の考え方と合わせてさせていただいております。

○ 森 智広委員長

一緒ということですね。

○ 太田市立四日市病院総務課長

はい。

○ 森 智広委員長

わかりました。

でしたら、日置委員が資料請求された各企業の詳細というのも、また今後の1月に予定しております所管事務調査のところで提出いただくと、日置委員、それでよろしいですかね。一緒に議論させていただくと。

○ 日置記平委員

いや、議論は必要ない。

○ 森 智広委員長

資料はそのタイミングで。

○ 日置記平委員

見ただけの話。

○ 森 智広委員長

わかりました。

○ 中森慎二委員

例えば消防の消防車両というのは、できるメーカーって3つぐらいしかないんですよ。だけど、指名競争入札なんてしていない。だから、今委員長がおっしゃったような本庁の資材の調達契約というのはそういう考え方なんです。それとちょっとギャップがあるんじゃないかというところがある。ただ、人の命にかかわる検査というものと消防車両と一緒に論じるつもりはないんだけど、ただ、それだけに市立四日市病院としての考え

方をちゃんと整理しておかないとだめじゃないかということを申し上げているので、それをよろしくお願いします。

○ 森 智広委員長

他にご意見、ご質問ございます方、いらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○ 森 智広委員長

他にご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

異議なしと認め、原則どおり採決することといたします。

議案第45号平成27年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第45号 平成27年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 智広委員長

また、全体会へ審査を送るべき事項があります方はご提案いただけますか。

(なし)

○ 森 智広委員長

なしということで、全体会への提案もなしということになりました。

ただ1点、競争入札の今後の方向性については、1月以降の所管事務調査で時間割いて取り扱うことといたします。ありがとうございました。

まだ時間が早いですので、そのままご着席いただきます。

よろしいでしょうか。

ただいまより、市民文化部所管部分の議案について審査を行います。

それでは、まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 前田市民文化部長

市民文化部の前田でございます。

平成27年度の一般会計補正予算案として、地区市民センター等機械警備業務委託費に係る債務負担行為について上程をさせていただいております。また、後ほど四日市市の客引き行為等の防止に関する条例案についてご審議賜りたくよろしくお願いいたします。

さらに、所管事務調査においては四日市市美術展覧会運営委員会の報告、協議会において、市民協働促進計画、全国ファミリー音楽コンクール、文化振興ビジョン3件を上げさせていただいております。ご意見等賜りたく考えておりますので、これについてもよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○ 森 智広委員長

ありがとうございました。

議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第3条 債務負担行為の補正中関係部分

○ 森 智広委員長

それでは、まず、議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正中関係部分についてを議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行います。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 諸岡 覚委員

客引きは後。

○ 森 智広委員長

客引きはまた別です。補正予算部分ですので。

○ 中森慎二委員

この業務委託の入札方法は一般競争入札なのでしょうか、全て。

○ 太田市民文化部次長兼市民生活課長

指名競争入札になっております。

○ 中森慎二委員

一般競争入札かと聞いている。

○ 太田市民文化部次長兼市民生活課長

違います。指名競争入札になっております。

○ 中森慎二委員

それはどういう理由ですか。どの項目ですか。

○ 太田市民文化部次長兼市民生活課長

機械警備ということですので、その機械警備ができる業者として選定をさせていただいております。

○ 中森慎二委員

それは何社ですか。

○ 太田市民文化部次長兼市民生活課長

3社です。

○ 中森慎二委員

3社なら別に一般競争入札にしたらいんじゃない。先ほども市立病院と同じような議論をしていたんですけれども、一般競争入札でその機械警備ができる能力のあるところが3社だったら3社しか出てこない話であって、3社に絞って入札をかける理由は何ですか。

○ 太田市民文化部次長兼市民生活課長

その3社につきましては、特にこの業務に頼るといえるか、適正というとおかしいですけれども、24時間火災についての警備、それと、平日につきましてはその後の盗難等につきましての警備、機械を所持している業者となっておりますので、3社という形で指名競争入札をさせていただいております。

○ 中森慎二委員

だから、そういう能力を仕様の中で求めておれば、もうちょっと3社しか応札できないということなんでしょう、今おっしゃるような話だと。それ、別に一般競争入札にしておいて、その能力のないところはもうだめですよとはねるだけのことじゃない。だから、3社にしなくてはならない理由にはならないんじゃないかというふうに思うんだけど。

今までそうしてきたというのはわかるんだけど、病院でも同じようなお話をしてい

るんですけど、機械警備がちゃんとできる、24時間体制でできるということが結果としては3社かもわからないけれども、4社あるかもわからないじゃないですか。その3社に絞り込んで入札をかける必要はないんじゃないかという思いからちょっとお尋ねしているんですけど、病院のほうでも余り整理されていないんですよ、今までそういうふうに来てきたという話だけで。だから、もしそこら辺のところの整理がもう一つついていないのなら、この際ちょっとまとめられて、また委員会のほうに後日でも結構なので、報告をいただけないかと思うんですが、一緒のようなレベルの話になります。

○ 森 智広委員長

いかがでしょうか。

○ 太田市民文化部次長兼市民生活課長

一度整理させていただきたいと思っております。

○ 森 智広委員長

市立四日市病院にもありましたけれども、競争入札のあり方について、指名競争入札の理由というものが少しはっきりしないところがあるということで、一度また年明け、1月以降の所管事務調査で市民文化部所管部分におきましても、入札制度の考え方をお示しいただきたいと思えます。

他にご質疑、ご意見あります方、いらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○ 森 智広委員長

他にご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正中関係部分につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第3条債務負担行為の補正中関係部分について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 智広委員長

また、全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様方、ご提案がありましたらご発言ください。

なしですか。

(なし)

○ 森 智広委員長

全体会へ審査を送るべき事項もなしということで、当議案の審議を終結いたします。

議案第50号 四日市市客引き行為等の防止に関する条例の制定について

○ 森 智広委員長

続いて、議案第50号四日市市客引き行為等の防止に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いします。タブレットへの送信ですね。お願いします。

○ 森市民協働安全課長

市民協働安全課長、森でございます。よろしくお願い申し上げます。

本日、追加資料の説明がございますので、それをさせていただくのですが、その前に、申しわけございません、先にお配りをさせていただきました委員会の資料のほうの差しかえをお願いしております。そちらのご確認をお願い申し上げます。

先にお配りした資料の中で文言の不足がございました。大変申しわけございません。本日、修正箇所を下線を付したものを差しかえとしてお配りさせていただいております。修正いたしましたのは、タブレットの端末で市民文化部01というものが行っておるとお伺いしておるんですが、その最後のページ、紙の資料でございますと4ページの告示により指定する予定の時間帯及び区域の（1）異性による通常マッサージの客引き行為等を禁止する時間帯という部分で、午後10時から翌日6時とございましたものを、午後10時から翌日午前6時というふうに訂正させて、差しかえをさせていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、追加資料としてご依頼いただきましたもののご説明に入らせていただきたいと思います。

タブレットのほうでは市民文化部02という資料が行っておるかと思っております。そちらのほうの43分の5のところからお願いをしたいと思います。紙の資料は関係資料の次の追加資料の1ページでございます。

まずは、中森委員からご請求頂戴いたしました、1、客引き行為等を禁止する時間帯設定の根拠についてでございます。

通常マッサージの客引き行為等を禁止する規定につきまして、この通常マッサージには健全な営業も含まれているということから、私どものほうで規制しようとするものにつきましては、迷惑行為になる可能性が高いものに限定する必要があります。そのため、こ

の迷惑行為になる可能性の高いものにつきましては、夜間から明け方にかけて客引きや客待ちを行うことが多いと見られることのために規制する時間帯を定めようとするものでございます。

その時間帯につきましては、市長が条例制定から告示までの間に現状を考慮して設定し、告示すると考えてございまして、現在のところは午後10時から翌日午前6時までを想定し、警察、検察とも了解を得ております。

では、なぜ午後10時からに設定するかということですが、他の都市におきましても、既に異性による通常マッサージの客引き、客待ちをそれぞれの条例において禁止しております。例えば愛知県、静岡県など、私どもが調べた中で、上記時間帯で設定をされております。

本市におきましても、私どもが行いました現地の見回り調査等でも、午後8時ごろから異性による通常マッサージの客引きのための客待ちは見られ始めるのですが、午後10時はそれが特に顕著になってくるという状況が見られました。このことから、他都市における規制時間を考慮し、健全なマッサージ事業者への過度な規制の影響が及ばないことを配慮いたしまして、今、午後10時からと設定しておるものでございます。

なお、この現地調査につきましては、当該資料の3ページにA3の地図を資料にして載せていただいております。それをごらんいただくとありがたいです。

その地図上で申し上げますと、左側の地図が午後8時のそれぞれの業種の状態、いる状態でございます。右側が午後10時の状態でございます。これは本年の8月29日から9月7日の間、金土日の通算6夜調査したものの平均をとってございます。

マッサージにつきましてもだけ見せていただきますと、午後8時の段階で9人あったものが、午後10時では27人ということで3倍にふえているということがございました。こうしたことも考慮して決めてまいりました。

一つ目につきましては、以上のご説明とさせていただきます。

続きまして、次のページに行かせていただきまして、諸岡委員からご請求をいただきました、2、市条例において刑罰を設けること及び警察官による捜査・逮捕についてという資料でございます。

地方自治法第14条第3項におきまして、行政上の義務違反に対する制裁といたしまして、市条例には以下のような罰則を設けることができると規定されております。一つ目は、2年以下の懲役もしくは禁錮、次に、100万円以下の罰金、拘留、科料もしくは没収、そし

て、5万円以下の過料、過ち料となっております。

上から二つの部分でございますが、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収につきましては、刑罰として刑法総則の規定、刑法第8条が適用されておりまして、処罰の手続は刑事訴訟法の定めるところによることとなります。この刑事訴訟法に基づきまして、警察官は市条例で定めました刑罰を科される行為に対しても、法律と同様に捜査、逮捕を行うことができますとなっております。

三つ目にございました5万円以下の過ち料、過料につきましては、刑罰ではございませんので、こうした適用は受けないとされております。

下に参考法令といたしまして地方自治法の抜粋と刑法の抜粋を載せさせていただいております。

以上、追加資料のご説明をさせていただきました。

○ 森 智広委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。追加資料の説明を含め、全般的なご質疑、ご意見、お願いします。挙手にてご発言願います。

○ 諸岡 覚委員

ごめんなさい、資料に載っておるんやけど、資料多くてよう探さんもんで、簡単に教えてください。

この条例は結局刑事罰は何が入っているんですか。

○ 森市民協働安全課長

刑事罰につきましては、表を見ていただくといいかと思っておりますので、済みません、差しかえをお願いしました01の資料でございます。市民文化部01の資料の3ページ目になります。そこに太枠の中に右側に罰則を書かせていただいております。

キャバクラ、ホストクラブ、マッサージという代表例を書いております、その右側でございますが、キャバクラ、ホストクラブにつきましては20万円以下の罰金、拘留、科料という形、同じく誘引につきましては30万円以下の罰金、拘留、科料、マッサージにつきましては、客待ちについて20万円以下の罰金、拘留、科料、そして、客引きについて50万円以下の罰金、拘留、過料というような形になっております。

以上でございます。

○ 諸岡 党委員

そうすると、これは刑事罰なので、警察は発見次第、拘束、逮捕ができるということによろしいですか。

○ 森市民協働安全課長

ただし、マッサージについての客引き行為につきましては直罰規定でございますので、逮捕ということもあり得ます。ただ、あとの三つにつきましては、市長による中止命令というものが権限としてございますので、直接に逮捕ということにはならず、まず、市長が中止命令を出して、それに従わない違反があった場合については警察に告発するという形で進んでいくものでございます。

○ 諸岡 党委員

私が今何を聞きたいのかというと、例えば夜の町で客引きをしている人がいましたと、警察が例えば巡回をしていて、それを見つけましたと、見つけてその場で警察の判断でぱっと拘束、逮捕ができるかどうかというのを知りたいんです。

その上で、今の話ですと、キャバクラ、ホストクラブ関係の客引きについてはそれができないということによろしいですか。

○ 森市民協働安全課長

申しわけございません、私の言い方が間違っておりまして、キャバクラ、ホストクラブの客引きについては、市条例ではなく県条例の範疇になっております。ですので、ここにつきましては命令とかというのはございませんので、警察の権限で行うことができます。

○ 諸岡 党委員

実際それで今まで四日市の近辺で逮捕、拘束は何件ぐらいあったかというのは把握はされていますか。

○ 森市民協働安全課長

件数までは把握しておりませんが、事例はあったというふうには聞いております。

○ 諸岡 党委員

結構です。

○ 森 智広委員長

客引きがそういう対象になるということですね。

○ 諸岡 党委員

ついでにちょっと、客引きと話をしてお客はどうか。それは問題ないですか。幾らと交渉しながらやってお客は同罪になったりする。

○ 森市民協働安全課長

お客様は大丈夫です。そういった対象ではございません。

○ 中森慎二委員

ちょっと関連ですが、今、諸岡委員がおっしゃったような、こういうケースのときにどう対応されるのかという、県条例も含めて、プラス今回市条例が上乘せをした条例になっているわけですが、より具体的にこういうケースのときにはこういう対応でこういうことになるんですというのを想定したものを一つつくっていただくと非常にわかりやすいんじゃないかなというふうに思うので、この委員会以後でも結構ですので、資料としていただければありがたいというふうに思います。それは一つお願いしたいと思います。

○ 森市民協働安全課長

用意させていただきたいと思います。

○ 中森慎二委員

それから、あわせてよろしいですか。

条例による時間帯設定の根拠の話なんです、これは通常のマッサージの健全な営業も含まれるということなんです、普通通常の健全なマッサージが客引きなんかしない、現

実は。だから、立っている人は不健全なマッサージなんですよ、そういう意味では。ということは午後8時の時点でもう立っているわけだから、そこを取り締まらないと意味がないじゃないかと私は思うわけ。

だから、この午後10時という設定が、条例を施行するのは最初のところなので、他市の導入しているようなものを事例に合わせながら、ともかく一度設定をしてみたいということなのか、あるいは、今後その実情の中で8時に繰り上げると、そういうことも考えているのかというあたりはどうなんですか。

○ 森市民協働安全課長

確かに午後8時にいるということは私どもも知ってございますので、その辺は慎重に考えてございました。ただ、今、委員もご指摘いただいたように、初めて規制、しかも刑罰として科すものでございますので、抑制的にできるだけ規制が過度にならないようにということにまず慎重に取り組みたいと思って、ここを設定しました。

ただ、今回告示という形でさせていただいております。条例の中に盛り込んだのではなくて、告示というふうにさせていただいておりますので、その辺の状況が変わったりするような場合、顕著になってくるような場合があれば、十分にその辺も検討させていただきたいと考えております。

もう一つ、済みません、それと、刑罰とか時間帯につきましては、警察、検察と十分に協議をしてきてここへ落ちついてきた、ここになるようになってきたものでございます。

○ 中森慎二委員

そこがポイントだと思うんですが、じゃ、逆に市のほうは条例案として、例えば警察、検察を調整する前は午後8時にしたいんだという表明をされたんですか。だけど、調整の結果、警察としては対応時間も絞り込みたいところが私はあるんだろうと思うんです。現実問題としては、結果としてこうなったことは理解するんだけど、その交渉経過の中で、市の理事者の皆さん方は午後8時という提案はされたんですか。

○ 森市民協働安全課長

今まで何人か警察の対応していただく方は変わったんですけども、私どもが一番密にやってきた検事さんにつきましては四日市の状況をよくご存じでいらっしゃいました。午

後8時という状況もご存じでいらっしやって、それを重ねて認識いただいた上で、私どももそういう話はさせていただいた上で午後10時というところまで持ってまいりました。

○ 中森慎二委員

日本語がよくわからない。午後8時を認識した上で10時というのはどういうことなのかよくわからん。

○ 森市民協働安全課長

午後8時にいるということはご存じであったということでございます。ただ、午後10時になってすごくふえるという状況、この変化を捉えての中で、やはり抑制的にということでそこになってきたものでございます。

○ 中森慎二委員

行政の人たちとして、部長は警察、検察に午後8時から条例としてつくりたいと、こういうことを申し上げたのかどうかということを知っている。

○ 前田市民文化部長

もう少し早い時間帯、午後10時より早い時間帯ということは申し上げております。ただ、いろいろな協議の中で、これは自由な営業活動を規制していくということには非常にその辺慎重にあるべきやという、抑制的であるべきやという考え方がやっぱり警察、検察当局の方々にはありまして、全体の今、日本全国の状況も踏まえながら、どこまで規制をしていくかということも一つの物差しであったということもございます。

四日市の今の状況の中でいろいろ実態調査をしまして、午後10時から非常に顕著になるということも含めて、この10時というのを一つ設定したということでございますので、いろいろな要素を踏まえての判断だということでございます。

○ 中森慎二委員

理事者の皆さん方は午後8時ということも提案をしたけれども、警察、検察との調整の結果の中で総合的に午後10時になりましたと。だから、思いとしては、現場の部分は午後8時からでも客引きは動いているわけなので、今後新たな条例が動き出して、今後の課題

としては、時間を早めるということについては認識をしているという、課題として受けとめているということではいいんですか、そういう理解で。

○ 森市民協働安全課長

そのとおりでございます。課題として認識してございます。

○ 中森慎二委員

ぜひまた施行後の状況の中で、市民から声が出ると思うんです。条例はできたけれども、規制が午後10時からだからどうなのかという意見も出るかもわからないと思うんだけど、その辺ちょっと敏感に対応、情報収集などしていただいて、今後の課題として明確に位置づけていってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 小林博次副委員長

ちょっと関連させてもらって。客引き行為とか、実はあの地区からの要望なんやけど、一般の居住区が入っているわけやね。だから、歓楽街の中に客引きがおってということでは全くないので、ですから、一掃することが目的で、警察にお願いしたらなかなかできずに、市で条例をつくってもらわんとできやんと、こういう格好で市条例をつくと極めて時間かかり過ぎたなと思っていますが、つくってくれたので感謝はしています。

問題は、これをなくしていこうとすると、絶えず監視をして摘発するというやり方を繰り返す必要があると思うんやけど、行政側の対応はどういうふうにされようとしているのか。

○ 森市民協働安全課長

私ども、今も住民がなさっておられる合同のパトロールに参加させていただいておりますが、この条例が制定を見まして公布されましたら、きちっと体制を整えまして、巡視活動、規制に及ぶ活動をしっかりやっていこうと考えてございます。夜間とかに回ることも十分考えてやっております。

それと、それに至るまでの啓発活動、周知活動も丁寧にやってまいりますし、事業者の皆さんに対するアクションもさせていただきますし、住民の方と一緒にやるということで、研修なども含めまして一緒にやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 小林博次副委員長

この地域はスーパー防犯灯が取り付けられておるんやけど、取りつけたら途端に機器が故障したって映してないんやね。それ、他力任せやとこういうことが起きるので、行政としてもきちっと、四日市市が責任を持てる監視カメラを取りつけて、チェック体制を強化していく必要があるのと違うかなと思うんやけど、範囲が狭い。だから、客引きがおる場所全部にあるわけじゃないので、やっぱり全部に拡大して対処しないとまずいと思うんやけど、そのあたりはどうですか。

○ 前田市民文化部長

先ほどの課長からの説明、少し補足させていただきますと、私どもで専任の巡視活動できる要員を体制づくりをして、できれば警察OBの方々にも入っていただいて定期的な巡視活動もやっていきたい。その中で地域の方々、それから、警察との連携をしっかりとやって、いろいろ対応について必要に応じて取り締まりにつながるような体制づくりをしていきたいというのは一つございます。

それと、防犯カメラの件につきましては、現在警察のほうで街頭防犯カメラシステム、スーパー防犯灯ではなくて、防犯カメラを新しく設置するような検討も進められておるようでございます。まず、そのような状況もあの中心市街地の各所につけるような検討も進められておるようでございますので、まず、そのような状況もよく踏まえながら、警察とも連携をして進めていきたい。

さらに、防犯カメラ等も必要になってくるとすれば、また私どものほうでいろいろ検討もしていきたいですし、地域にあってお願いするような補助の仕組みもつくっておりますので、そういうのは総合的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○ 小林博次副委員長

しゃべっておることはわかるんやけど、積極的にやろうとすると、市行政としてどうするのかということで、監視カメラとか、それを例えば通りごとに自治会に委託するだとか、あるいは商店街に委託するだとか、1号線商店街みたいにあそこのカメラがかなりの範囲カバーしているやつがあるんや、これは民間やろな。だから、別に警察にあって、もう一

つこっちでつけるという必要はないわけで、それを民間も警察も行政も合わせて抜け目がないような、そういうことと、それから、プライバシーの問題もあるので、きちっと打ち合わせして対応してもらおうとありがたいと思うんやけど。

○ 前田市民文化部長

非常に貴重なご指摘やと思います。これから警察や地域とそういったふだんの巡視活動、監視活動、啓発活動、それから、そうした防犯カメラの設置やそういう撮影の範囲の問題なんかも一緒に連携して協議するような場面もつくって、市はその中で中心になって進めていきたいというふうに思います。

○ 森 智広委員長

他に。

○ 荻須智之委員

一昨日の夜、戎橋、見てきました。残念ながら2割ぐらい減ったという状況で、当日は2人警備員が出ていましたけれども、イタチごっこでして、普通の服を着て中国人の観光客か日本人かわからないような状況になっていますので、取り締まりが非常に難しいんだなというのは認識してきました。大っぴらにはやりにくくなると申しておりました。

以上です。

○ 森 智広委員長

ご意見でよろしいですか。

他にご意見、ご質疑あります方。

○ 中森慎二委員

副委員長と関連なんですけど、条例施行後の体制——この資料の中には2行ずつぐらいでしか書いていないんだけど——それが実は一番重要なところだと思うので、それに伴えば、平成28年度予算にもそういう対応の予算計上もこれから必要かと思うんだけど、この条例施行を実効性のあるものにしていくための体制というものをどうしていくのかということぜひ今後の協議会の中でも資料も提出いただいて、それをどう担保していくか

について、その足りないところは我々からも意見を申し上げたいというふうに思うし、必要な予算があれば補正でも組んでいくというふうなことも含めてやっていかないと意味がないと思うので、その辺のところ、ぜひまた委員長、資料としてまたご判断いただければと思います。

○ 荻須智之委員

関連でよろしいか。

中森委員の体制というお言葉なんですけど、やっぱりお店を何とかしないと、立っているのは大阪でもアルバイトの学生ですということ、なくそうと思えば、店側に理解を求めるということは大事かなと思いましたので、先ほど森さんがおっしゃられた啓蒙等をきちっと組織立ててやっていただくべきかなというふうに思いますので、お願いします。

○ 森 智広委員長

これ、今後何らかの財政的な措置というのは、今のところ予定はしているんですか。

○ 森市民協働安全課長

本年度のこれからの周知啓発につきましては、既決の予算内でチラシとかパンフレットとかポスターを用意して配布していこうと、それでしっかりと周知啓発をしていこう、それから、こういった規制の活動であるとか周知啓発、いろんな活動についても住民の皆さんと一緒にやっていかなければ実効性はないかと思しますので、その辺もお互いに学び合うような研修会をやっていこうというふうには考えてございます。これは既決の予算内で。

また、4月以降、施行までの間に体制をしっかりと整えねばなりませんので、そこではまた別途予算をお願いする形で進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 森 智広委員長

当初予算審議で恐らく上程されてくると思いますので、そこでしっかりと今後の方向性も含めてまた議論にしたいなど、こう思っています。

中森委員、それでよろしいですか。

○ 前田市民文化部長

体制づくりの資料については、1月以降の場面でもよろしいでしょうか。

○ 森 智広委員長

議案で上がるのであればそこで、もしなければ、別の協議会でいうところで。

○ 前田市民文化部長

じゃ、所管事務調査の折に、その段階にもなりますけど、一応考え方についてお示しをさせていただきたいと思います。

○ 森 智広委員長

わかりました。前もって1月以降の所管事務調査の時間で扱わせていただくということにします。

他にございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段他にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第50号四日市市客引き行為等の防止に関する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第50号 四日市市客引き行為等の防止に関する条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 智広委員長

これで市民文化部所管部分の議案審査は全て終了しました。お疲れさまでした。

後ほど協議会がたっぷりありますので、よろしく願いいたします。

理事者の入れかえを行いますけれども、1時間たちましたので休憩をとります。15分再開をお願いします。

11:01 休憩

11:15 再開

○ 森 智広委員長

再開させていただきます。

ただいまより、商工農水部所管部分の議案についての審査を行います。

まず、部長よりご挨拶いただきます。

○ 須藤商工農水部長

商工農水部、須藤でございます。

私ども、今議会では補正予算数事業と、あと、競輪場の工事請負契約の締結ということでお諮りさせてもらうものでございます。また、今後の取り組みという中で3点ほど協議会でご協議いただきたいという事項もございます。審査にてタイトな中ではございますが、よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費中関係部分

第4項 水産業費中関係部分

第3条 債務負担行為の補正中関係部分

議案第42号 平成27年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）

○ 森 智広委員長

ありがとうございました。

それでは、まず、農水振興課所管の議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費中関係部分、第4項水産業費中関係部分、第3条債務負担行為の補正中関係部分及び議案第42号平成27年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

議案第40号については、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いします。

○ 石田農水振興課長

農水振興課の石田です。私のほうから追加資料の説明をさせていただきます。

資料は産業生活常任委員会関係資料と書いてあるところの、紙の場合は見だし1のところの1ページです。タブレットのほうは5枚目のページのところになります。よろしいでしょうか。

表題に人・農地プラン及び機構集積協力金（地区別）と書いてあるページです。タブレット、5枚目です。

こちらのほうは農地集積支援事業、農地集積協力金の補正予算に関連するものです。地区で農業の将来計画をつくるんですけれども、プランの作成状況と集積協力金の内訳はという資料の請求でありました。

1ページの表にありますように、人・農地プランというプランを地区で策定します。こ

のときの地区というのは特に決まりはなくて、地域ごとに応じて実情に応じて設定するんですけども、本市の場合は市の行政の地区、これがほぼ農協の支店さんの管内と重なっておりますので、その地域をベースに考えてプランづくりを行っています。

ただ、地域によっては、その地域に農家組合とか、あるいは土地改良区などで既に田んぼの利用調整などを行っているところもありますので、そういう単位で話し合いができるところはもう少し細かい単位でのプランづくりをしています。

その結果、表にありますように、市内では27のプランをつくっております。例えば一番上に保々地区とありますが、保々地区内では、市場町の中では土地改良区を中心に担い手さんへの農地の貸し借りを考えていこうという場がありましたので、市場町のプランができているのと、1行目の保々地区と書いてあるのは、市場町以外の保々地区のプランということになります。その下の例えば下野地区も大鐘町プランと大鐘町以外の下野地区プランというふうに見てください。

国の制度の中で、その地域の中で耕作できなくなった農地を中間管理機構という組織を通じて担い手さんに貸し付けていくという制度があります。それを使っていくのが中間管理事業で、今回この事業を活用していくというのが丸を振ってある地区になります。10地区あります。そして、担い手に集められていく集積面積がそれぞれの地区の面積をその次の列に書きました。合計で12haほどです。

この制度を通して一定の条件を満たすと、国のほうから農地の提供者、協力者に対して補助金が出るというのが集積協力金で、2種類ありまして、経営転換協力金と書いてあるところ、これは農業をやめる人、リタイアする人が担い手に農地を任せていく場合、耕作者集積協力金というのは、農地ごとに担い手に任せていく場合もらえる協力金です。それぞれ例えば市場町のところだと、経営転換協力金が農家2戸、耕作者集積協力金が6戸、協力金の合計金額が121万4,000円となります。それぞれの地区の協力農家数はそれぞれの行をごらんください。

それから、その次のページに協力金の内訳のもう少し詳しいものを載せました。上の表は経営転換協力金、リタイアする場合の協力金で、それぞれの地区と農家数、集積面積を一緒にしました。下のほうは耕作者集積協力金で、それぞれのプランと対象農家数、面積、協力金の合計金額となっています。

資料の説明は以上です。

○ 森 智広委員長

追加資料は以上です。

まず、追加資料でご質疑、ご意見ございます方、いらっしゃいますでしょうか。
よろしいですか。

(なし)

○ 森 智広委員長

でしたら、議案全般を対象にしましてのご意見、ご質疑とさせていただきます。挙手を
お願いいたします。

いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

○ 中森慎二委員

先ほどまでの議論とちょっと関連するんですが、食肉センターの部分もいいわけですか
ね。

○ 森 智広委員長

食肉センターも入っています。

○ 中森慎二委員

清掃業務の委託の債務負担行為なんですが、契約は一般競争入札での発注になるんです
か。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

調達契約課のほうで指名競争入札という形を例年とってございます。

○ 中森慎二委員

調達契約課が指名競争入札でしろと言うわけですか。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

契約自体は調達契約課で契約してもよろうておりますので、調達契約課のほうで例年指名競争入札で契約をしております。

○ 中森慎二委員

発注部局としてこの清掃業務委託は別に特定の業者さんでなければならないという、例えばそういう条件があるからということですか。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

特に条件はないんですけれども、調達契約課のほうで市内業者から清掃業者さん、そこで指名をしていただいております。

○ 中森慎二委員

ということは、市内業者に限定をした一般競争入札という理解でいいわけですか。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

特に食肉センターのほうからこういう契約でということに依頼しておるのではなくて、調達契約課のほうで入札方法等は考えてもらっておるものだと思います。

○ 中森慎二委員

ちょっと話が食い違っているんですけど、市内の業者に特定をした一般競争入札的な入札が調達契約課の指導のもとに行われると、そういう理解でいいんですか。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

そのとおりでございます。

○ 森 智広委員長

他に。

○ 荻須智之委員

済みません、確認なんですけど、人・農地プラン及び機構集積云々のこの事業というのは、

——私も議員になり立てなので勉強不足なんです——というふうに農家に周知して応募なりを集めてみえるのか、お伺いしたいんですが。

○ 石田農水振興課長

人・農地プランのプランづくりに関しては、通常主に水田経営なんですけれども、地区の役員さんが農協の支店さんに集ってもらって制度の説明とか、ことしの転作はどういうふうにするかという、そういう場があります。そこを通じてこういうプランであったり、集積協力金の制度の説明をしていただいて、そこから例えば地域の農家組合なり自治会のほうでご検討いただくという周知をとっています。

それから、実際に協力金に関しましては、地主さんあるいは担い手さんのほうから、こういう貸し借りをしたいんだけどという相談を受けて、また、それをうちが地元のほうにおろしていただいて、手続のほうに結びつけていくという形をとっています。

○ 森 智広委員長

荻須委員、よろしいですか。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

○ 森 智広委員長

他にご質疑、ご意見ございます方は挙手をお願いします。

ないようですね。

(なし)

○ 森 智広委員長

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

なしですか。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

異議なしと認め、原則どおり採決することといたします。

議案第40号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費中関係部分、第4項水産業費中関係部分、第3条債務負担行為の補正中関係部分、議案第42号平成27年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第40号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第6号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費中関係部分、第4項水産業費中関係部分、第3条債務負担行為の補正中関係部分、議案第42号平成27年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 智広委員長

また、全体会審査へ送るべき事項があります方、ご提案をお願いします。

(なし)

○ 森 智広委員長

なしということで、全体会へ送るべき事項もなしということで、終結いたします。

これで商工農水部中農水振興課所管の議案審査を終了いたします。

続いて、けいりん事業課所管の議案審査を行います。

理事者の一部入れかえを行います。委員の皆様、しばらくお待ちください。

どうもありがとうございました。

議案第56号 工事請負契約の締結について

○ 森 智広委員長

ご準備よろしいでしょうか。

これより、けいりん事業課所管の議案第56号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より行います。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

よろしいでしょうか。耐震補強のほうですね。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第56号工事請負契約の締結につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第56号 工事請負契約の締結について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 智広委員長

これにて商工農水部の議案審議を終わります。

11 : 29 休憩

13 : 14 再開

○ 森 智広委員長

続きまして、産業生活常任委員会の所管事務調査のほうに入っていきます。四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会について報告を受けたいと思います。

資料の説明をお願いします。

○ 磯村観光推進課長

引き続き、観光推進課、磯村がご説明をさせていただきます。

資料につきましては、紙の資料ですと、3のラベルのついております資料の所管事務調査資料の1ページ目から、タブレットでいきますと33枚目の資料になりますので、よろしくお願いいたします。

サイクル・スポーツ・フェスティバルのご報告でございます。これはかつて市議会議員

様に委員としてご参画をいただいております委員会でしたが、それが取りやめになりましたので、実行委員会の内容についてご報告をさせていただくというものでございます。

内容としましては、平成26年度の3月に開催をしました実行委員会及び今年度7月に開催しました実行委員会の内容をまずご報告をさせていただきます。

平成27年3月18日に開催しました実行委員会のほうでは、平成26年度事業の報告、収支決算見込みの報告をさせていただき、平成27年度の計画案及び収支予算案についての説明をさせていただきました。その内容については、繰越金の減少についての確認ですとか民泊の募集の仕方の確認等々、こちらの資料にございますようなご確認がありました。そのほか、昨年度の大会で救急車が出動したということで、そこで搬送された選手の状況についての確認や手配についてのご意見がございました。

今年度7月に開催しました第1回の委員会では、3月に開催しました委員会での決算がまだ3月が終わっていませんでしたので、見込みの状態でのご報告でしたので、確定ということで収支決算のご報告と、それによって生じました平成27年度の予算に繰越金、確定したことによる多少ずれがございましたので、その補正についてのご報告をいたしました。

そのほか、そこでは今年度の大会について、変更点について説明をさせていただき、その内容としましては、クラス分けの変更、また、情報発信の強化として、「弱虫ペダル」というスポーツ漫画ですが、これの劇場版とのコラボレーションをしてPRをしていくということについてご説明をさせていただきました。その委員会の中では、委員様から新名神の工事について、NEXCO西日本と調整をするようにというご意見をいただいております。

次の資料に移ります。紙の資料ですと1ページめくっていただきまして、今年度のサイクル・スポーツ・フェスティバルの結果についてご報告をさせていただきます。

去る10月25日、開催をさせていただきました。参加者数につきましては過去最高の678名ということで、PRの効果及びカテゴリー分けの変更をしたことよったことと、あと、これまでの実績を評価されまして、全日本選手権ロードレース大会の申し込み資格獲得大会に認定をされましたので、そういったあたりもありまして高校生の参加が随分ふえまして、全体として678名という過去最高の参加者数となりました。

カテゴリー分け、先ほど申し上げましたが、変更しました。申し込み資格獲得大会の基準につきましては、その他のところに書きましたような内容でございます。

以上でございます。

○ 森 智広委員長

お聞き及びのとおりでございます。

これに関しましてご意見、ご質疑ございます方、挙手をお願いします。

どうでしょう、よろしいでしょうか。

○ 小林博次副委員長

ちょっと一つだけ聞かせてくれる。これは成功してずっと進んでいるなというふうに見えるんやけど、最初、サイクル・スポーツ・フェスタと、それから、ツール・ド・ジャパンというのを何とか四日市でやってくれやんかということで開催させてもらって、記念競輪をGⅢ、2日分かな、これをもらったわけね。でも、それだけではちょっとまずいやろうと、まちづくりに自転車を使うということがないとあかんなということで、それと関係あるのかどうか知らんけど、自転車道が一部整備されたよね。でも、やっぱり自転車のまち、こういうものを契機としてそういう広がりというのかな、そんなことをというのが紙では書いていなかったと思うんやけど、市内でそういう論議はしているんかね。どう発展させるというようなことで。

例えば、民間からこの後で諏訪の近鉄の駅東一帯を自転車のまちとしてこうやってつくったらどうという問題提起されたけど、市のほうは知らん顔しておったと思うけど、だから、そういう論議はないんかな。

○ 須藤商工農水部長

自転車道の整備ということについては、自転車のまちというような観点だけではなく、市民生活の中での自転車利用ということ、そういうライフスタイルの変化ということもあって自転車道の整備を進めておるといふふうなところでございます。

ただ、自転車に関しましては、一般質問でもございましたけれども、競輪もございまして、このようなロードレースというようなことも全国に珍しく全国大会させていただいておるといふふうなところもございまして、そのような趣旨で、自転車のまちとして売り出していこうよというような考え方はございます。

ただ、それでもってレンタサイクルとかいろんな中心部でもやってございますが、総合

的にどう施策を進めていくかということについては、もう少し深めていかないかというふうな点は、反省点として考えておるところでございます。

○ 森 智広委員長

他にご意見、ご質疑ございます方、挙手お願いします。
よろしいですか。

(なし)

○ 森 智広委員長

ご質疑もないようですので、本件はこの程度にとどめることといたします。
これで、商工農水部所管の議題については全て終了しました。お疲れさまでした。
引き続き、市民文化部の議題に移ります。
どうもありがとうございました。
理事者の入れかえを行います。
このまま委員の皆様はご着席でお待ちください。
では、再開いたします。
これより、産業生活常任委員会所管事務調査としまして、市民文化部所管の四日市市美術展覧会運営委員会についての報告を受けたいと思います。
資料の説明をお願いします。

○ 小林市民文化部長兼文化振興課長

市民文化部長兼文化振興課長の小林でございます。私のほうから所管事務調査の四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況についてご説明をいたします。

タブレットのほうは、市民文化部02の43分の8から表紙が始まります。紙の資料もよろしかったでしょうか。そちらの1ページ、紙の1ページ、それから、タブレットのほうは43分の10をごらんください。

四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況でございます。こちら運営委員会につきましては、四日市市美術展覧会の開催要領あるいは作品の公募要領、そして、審査の進行管理に関してご協議して運営していくというものでございます。平成27年度から2年間の任期

の運営委員の皆さんはごらんとおりでございます。こちらに平成26年度までは産業生活常任委員会の委員長が運営委員としてご参画いただいていたものでございます。

2ページをごらんください。

今年度、運営委員会は2回開催をしております。5月と11月になりますが、その下、4のところに今年度の四日市市美術展覧会は10月に開催をさせていただきましたので、10月に向けた公募要領等を5月に協議いただきまして、それが終わりました11月28日に開催状況の報告あるいはご意見、そして、次年度に向けたスケジュール案と提示をさせていただきました。

4のところからことしの開催状況でございます。総出品数は472点ということで、その下に過去3年間の動向も出品数、書かせていただいておりますが、観覧者が大幅にふえました。こちら、ホールのほうで大きな催し物があったということも幸いをいたしまして、大幅に観覧者数がふえております。

それから、審査につきましては公開審査で行っておりまして、ごらんいただきやすいように土曜日と日曜日、9月26、27日に開催をさせていただいております。

次のページには、各6部門の審査員の名簿を記載させていただいております。各部門5人ずつということで、審査要綱も次の次のページに記載をさせていただいておりますけれども、同一会派が半数以下というふうなこと、それから、市外、県外の活動者も入れることというふうなことが審査要綱にも書かれておりまして、そういったことを踏まえまして、審査をお願いしております。

4ページ、5ページ、こちら、タブレットのほうは13から14になりますけれども、そちらのほうには参考資料といたしまして運営委員会の設置要綱、審査の要綱を記載させていただいております。

以上でございます。

○ 森 智広委員長

お聞き及びのとおりでございます。

これに関してご意見、ご質疑ございます方は挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段ご質疑もないようですので、本件はこの程度にとどめることといたします。
理事者の一部入れかえがありますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

13：27休憩

14：30再開

○ 森 智広委員長

よろしいでしょうか。

これより産業生活常任委員会所管事務調査としまして、平成27年度第1回四日市市同和行政推進審議会について、産業生活常任委員会所管部分の報告を受けたいと思います。

資料の説明をお願いいたします。

○ 須藤人権・同和政策課長

失礼します。人権・同和政策課の須藤でございます。よろしくお願いいたします。

人権・同和政策課のほう所掌しております四日市市同和行政推進審議会のほうは本年11月12日に開催されました。それに従いまして、本常任委員会の委員長、副委員長さんにお諮りをさせていただきましたところ、きょうのこの所管事務調査で報告という形になりましたので、これから報告のほうをさせていただきたいと思います。

資料のほうは産業生活常任委員会所管事務調査資料、平成27年度第1回同和行政推進審議会についてで報告のほうをさせていただきたいと思います。

ページ番号1番に従いましてご報告をさせていただきますが、ページ番号2番から9番まで、資料のほうをつけさせていただいております。この資料に従いまして当日の審議会のほうでご議論いただいたところでございます。

当四日市市同和行政推進審議会は、同和問題の解決のため、あるいは四日市市の同和行政推進に向けて、関係の機関の皆様にご審議いただきましておるところなんです。本年、推進審議会のほうで統括ワーキング検討会を持っておりまして、そちらのほうを10月21日に開催させていただきました。

当日の審議会のほうの審議内容といたしましては、そのワーキング検討会からの報告、それに従いまして重要課題として捉えております教育と就労の取り組みについてご審議いただいたところでございます。

そのときに委員の皆様からいただいた主なご意見としまして5点ほど記載はさせていただいておりますが、本常任委員会のほうの所管の部分というところで、3点ほどご意見のほうをご報告いたします。

まず、一つ目に、高校へ進学できなかった子供に対する支援について質問がございました。これに対し、身近な人権プラザが中心となって就労までの支援を実施したと説明いたしました。

二つ目ですが、就労の取り組み実績について質問がございました。これに対し、就労相談者に対して履歴書の書き方や面接の指導、就労に対する不安を聞くなどの就労支援を実施していくと説明いたしました。

三つ目に、就労支援については、関係機関が連携を密にした取り組みを推進していくようにというご意見をいただいております。

これらのご意見をいただきまして、今後の予定といたしましては、皆様のご意見を踏まえて今後の取り組みに反映してまいります。さらに、これらの取り組みの進捗管理につきましては、先ほど申し上げております統括ワーキング検討会のほうで引き続き審議・検討した上で、さらに審議会のほうに報告、また、議論をしていきたいというふうに考えております。

ご報告のほうは以上でございます。

○ 森 智広委員長

お聞き及びのとおりでございます。

これに関しまして、ご意見、ご質疑ございます方は挙手をお願いします。

○ 諸岡 覚委員

説明の冒頭で同和問題の解決のためにこうこうこうでというお話をいただきましたけれども、現状どういった同和問題があるんですか、実際ある問題として。

○ 須藤人権・同和政策課長

同和問題ということで広くいろいろございますが、例えば一つには、差別事象のことであったり、あるいは審議会で言っている教育と就労について、まだまだそういう差別的なことが原因で、例えば教育であれば進学率の話であるとか、あるいは就労については、まだまだ正規就労よりも非正規就労があるとか、そういうような課題がまだございます。

○ 諸岡 党委員

ちょっと本当に私、イメージがつかめないんですけれども、例えばさっき事例を挙げていただいて、高校進学できなかった子の就労支援をしたとか、あるいは就職できやん人のための支援をしたとかという話を聞くけれども、それが高校に行けなかったことは同和問題なんですか。高校行けなかったことが同和問題であったという確証はあるんですか。

○ 須藤人権・同和政策課長

今、委員のほうからご質問をいただきましたけれども、確かに高校に行けなかったこと自体が同和問題ではないというふうに捉えております。そうでなくて、例えば高校への進学について、例えば生活背景の中で進学にたどり着けない、そういうふうな教育的な教育上の問題であるとか、あるいは家庭の経済的な問題であるとか、そういうところにまだ同和問題が残っていると、その結果として高校のほうに進学できない場合があると、そういうふうな捉え方でございます。

○ 諸岡 党委員

家庭の経済的な問題で高校に行けなかった。それはひもといていくと同和問題に起因するんだということなんですよ。そういうのって具体的な事例は全部把握はできていますか。

何というか、時々思うんですけれども、こういった話をするとき、何となくそれ、ふわっと面倒くさいから同和問題で片づけてしまっていないかと、もっと違う根本的な事由があるんじゃないかと。例えば就職できないにしても、世の中にいっぱい就職できない人がいらっしゃるわけですよ、したくても。別に同和とか差別とか全く関係ない理由のところ、就職できない人がいっぱいいらっしゃるわけだけれども、たまたま——かつてそういう地域と言われていた、かつて、今はそんなことはないですよ——と言われていた地域というだけで就職できないことがイコール同和問題だみたいな、そういう特段の根拠もなく、そ

ういったものはひっくるめて同和問題にしてしまっているというところがあるんじゃないのかなと思うんですけれども、その辺の根拠というのはきちんとつかんで、それで、あえて同和問題だというふうにしているわけですか。

○ 須藤人権・同和政策課長

今お話をいただいたところなんかを突き詰めるではないんですが、この四日市市同和行政推進審議会の中でそういう議論をまさしくしております。そのためには市内に四つ人権プラザと呼ぶ人権センターの出先になりますけれども、そのプラザのほうで日常的に地域の住民の皆様と生活上の悩みであったり、いろんな相談をしていく中で、そういう部分がまだまだ残っておる。

当然表面上だけではなくて、実際そういう日々の相談業務なんかを通じていろいろ入っていった中で、プラザのほうで把握しておる状況の中の部分をこういう統括ワーキング検討会あるいは審議会のほうでご議論いただくためにそういう資料も出しながら議論をさせていただいております。その資料というのが、今回資料としてつけさせていただいております、ページ番号でいきますと4番から5番、6番、7番という、こういう課題整理表という中で——そういう直接には根拠にはならないかわかりませんが——数字的な部分をお示ししながらご議論いただいております。

○ 諸岡 覚委員

もう最後にするんですけれども、やっぱり差別とかそういったものというのは絶対にあってはならんことやし、なくしていかなければいけないことなんですよ。それはそうなんだけれども、本来差別とは関係ないものに起因する事象まで差別問題と一緒に議論をしてしまうことによって、どんどんどんどん、本当は今差別ってこれだけしかないものが、ふわっとしたものをまぜることによってこれだけに見えてしまうみたいな部分もあるし、それはもっと精査をしていかなきゃいけないのかなと。本当はこれだけなのに、こうやって見えてしまうことによって、それがまた雪だるま式にこうなっていくことだってあるわけだから、やっぱりそういうのは徹底的に突き詰めて、現実の姿を洗い出して、それで問題の解決を図っていかなと、さっきの高校進学できなかったのも、差別が背景にあった、部落問題が背景にあったということにしてしまうのは簡単だけれども、突き詰めていくと実はもっと違うところに原因があったのかもしれない。だとしたら、それは不幸なことだ

し、就職についても同じくですけれども。なかなか難しいんだと思うんですけれども、もう少し精査、根拠というものはしっかりしていってもらいたいなということで終わります。もう結構です。

○ 森 智広委員長

意見ということで。

他にご意見。

○ 笹岡秀太郎委員

今年度の第1回が11月12日、2回目はいつですか。

○ 須藤人権・同和政策課長

第2回のほうは、ただいまの予定のほうはございません。

○ 笹岡秀太郎委員

年度に何回ぐらいを審議会を開催するのが一番いいんでしょうか。

○ 須藤人権・同和政策課長

いつも年度の計画を立てておる中で、本審議会の下にある統括ワーキング検討会、こちらのほうも年2回、それを受けた本審議会も2回が一番ベストな状況であろうというふうには認識しております。

○ 笹岡秀太郎委員

年度のもう少し早い時期にこの審議会、開催するのがよりよいのかなという気がするのですが、意見として申し上げると、今後の予定ですけれども、今回の意見、これ、いただいたものを進捗管理して、引き続き統括ワーキング検討会に審議・検討すると言うたけれども、次の審議会にはこれを報告するタイミングもあらへんわね、これ。あるのかね、これ。第2回目が予定はまだされていないと言うたからあるのかもわからんけど、まず一つは、今後の予定として、引き続いて統括ワーキング検討会において検討したものを審議会に報告して議論すると、こう言うておるけど、2回目の予定がないから立っておらんという今

の話があるから、本当にこれ、実効性あるのかなという思いがあって、心配して申し上げています。

それと、もう一つは、今回出た、たまたまこの委員会には三つの関係する意見が出ていますが、その後の審議会に報告したものが、今の我々のメンバーで報告されるかどうかというのは危ないかなという気がするんだけど、その辺はきちんと報告ができるようなことを担保してほしいなという気がするんですけど、可能でしょうか。

○ 須藤人権・同和政策課長

当然審議会のほうが開催されましたら、必ずまた所管事務調査のほうでご報告のほうをさせていただくようにいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

ぜひお願いします。スピード感を持ってやってもらいたいなという気がするので、意見として申し上げます。

以上です。

○ 森 智広委員長

今年度は特にもうないんですか。わかりました。そういった2回がベストというのもあるので、そういうのも留意していただいて、今後、運営をお願いしたいと思います。

他にご意見、ご質疑あります方、みえますでしょうか。

○ 萩須智之委員

質問みたいなもんなんですけど、四日市市は同和教育が進んでいると以前から伺っているんですけど、県内の他市町に比べてやはり功を奏しているのかというのを、どんなものかというのをお教えいただきたいんですけども。

○ 須藤人権・同和政策課長

今のご質問、同和教育という形になりますと。

○ 森 智広委員長

荻須委員、整理してお願いします。

○ 荻須智之委員

この活動、アンケートとかいろいろ見せていただいて、実際の就労支援につながっているかどうかとか、実際に目に見えた形で効果が出ているかということ、ほかの市町もそういう結果が出ているかということも全然知識がないものですから教えていただければと思いまして、質問しました。

○ 須藤人権・同和政策課長

冒頭のご報告のほうでもお話ししましたが、教育と就労というのは密接に関係しております、今の特に同和行政推進審議会の中では重要な課題と位置づけてご審議いただいております。もちろんそういう教育の部分等が充実して、そこが就労に結びついておるといふ、そういう実績もこの審議会の中では数字としてご報告もさせていただいておりますというところです。

○ 小林博次副委員長

諸岡委員の質問に答えたときの態度を見ていると、全然もう差別がないような雰囲気が出てきたんやけど、間違いやろ。

○ 須藤人権・同和政策課長

まだまだ差別は深く残っております。いろんな全国的なそういう大会、当然ことしは三重県の人権・同和教育研究大会のほうも四日市市と、それから3町で合同で開催させていただいておりますし、その中でもまだまだ厳しい差別がある、それをきちっとした差別について深く学んで、それをどうやって実践に生かして教育あるいは行政に結びつけていくかという、そういった大会も当然ございましたので、申しわけございません、差別がないということではございません。

○ 小林博次副委員長

だったら、答弁の仕方は、例えば高校へ一般でも行けやんやつはあるし、同和でも行けやんのがおるといふ問題提起があったら、例えば金がなくて学校へ行けてないから、親

がそうやったし、子供もなおかつ金がなくて行けやんという、例えば塾へ行けやんだら、高等学校なんて普通一般的に行けません、だから、マイナスの連鎖があって、それを解消する努力を今しているわけや。何か1回か2回会議すると差別がなくなるみたいな印象を受けるけど、そんなもん明らかに間違いや。もっと気合い入れて答えるときにきちっと答えないとまずいと思うよ。

そう思うんで、ただ、やりにくいのは、今、同和問題という捉え方に加えて人権問題として一般論で裾野を広げたから、集中して取り組むという取り組みがやりにくい。そういうことは事実としてあると思うんやけど、やっぱり依然として差別が存在しているわけやから、それをなくす努力をきちっとしないと、例えば同和のところに差別解消とか部落差別反対とか、看板を書いてあるけど、そんなん書いたって何の意味もないわけや。あれが効果があるんなら、1億円ぐらい予算もらって四日市じゅう看板立ててみ。関係あらへんよ。

だから、取り組み方が違うと、何年たっても解消は難しいと思う。だから、一個一個の事例で捉えて、その背景なりをきちっとただしていくという作業をしないと、何のために活動しておるのかわけわからんことになる。だから、そんな印象を受けたんで、やっぱりもうちょっと気合いを入れて取り組んでもらいたいなど。

以上。

○ 森 智広委員長

ご意見でよろしいですか。

○ 小林博次副委員長

はい。

○ 森 智広委員長

他にご質疑、ご意見あります方、よろしかったでしょうか。

(なし)

○ 森 智広委員長

他にご質疑もないようですので、本件はこの程度にとどめることといたします。

これで、今定例月議会における当委員会の議案審査、所管事務調査、協議会は全て終了しました。お疲れさまでした。ありがとうございました。

委員の皆様は連絡事項等ありますので、しばらくお残りください。

理事者の方、ありがとうございました。

済みません、10分程度で終わりますので、続けて進めていきます。

次ですけれども、1月に所管事務調査を予定しております。

まず、調査項目なんですけれども、前回の11月の所管事務調査のときにコンビナートの現状と今後の課題についてを取り上げまして、まだもう少し掘り下げて議論をしていきたいというご提案をさせていただきまして、皆様からご同意いただいたと認識しております。

そのコンビナートの現状と今後の課題の問題の掘り下げについてを取り扱うのと、本日、議案審査の際に中森委員のほうから入札制度、指名入札と競争入札の違い、市立四日市病院と市民文化部の部分について少し整理をしようというご提案がありましたので、この部分についても所管事務調査で時間を割いていきたいと思います。また、幾つか所管事務調査という話もありましたので、その部分も含めて1月の調査をしていきたいと思います。

となると、2日程度抑えておきたいなと考えております。皆様のお手元に候補日は上がっていますか。上から順にお聞きしていきます。2日ですので、1日目が決まりましたら、少しあいた時間でまたとっていきたいんですけど、まず、1の案から問うていきます。だめな方だけ挙手お願いします。

1月15日の午後だめな方、おみえになりますか。

荻須さんだめですね。

次に、1月21日木曜日午後だめな方、いらっしゃいますか。

中森委員だめですね。

次、1月22日の午前中だめな方、おみえになりますか。

副委員長だめですね。

午後だめな方。

済みません、でしたら、1月26日の午後だめな方おみえになりますか。

日置委員。

1月28日の午前だめな方、いらっしゃいますか。

日置委員。

1月28日の午後だめな方。

皆さんお一人ずつご都合が悪いということですので、済みません、ちょっと委員長の判断でよろしいですかね。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

でしたら、1日目と2日目とあけたほうがいいと私思っていますので、初日、済みません、荻須委員、申しわけないですけど、15日午後させていただきたいなと思います。2日目は日置委員、申しわけないですけども、1月28日の午前中を予定させていただきたいと思っておりますけれども、28日の午前、ご欠席いただいて結構ですので、ぜひとも。

○ 諸岡 党委員

午後は13時でよろしいか。

○ 森 智広委員長

午後は13時半です。午前は10時からさせていただきたいと思います。

済みません、今後の所管事務調査の進め方なんですけれども、今回、本日提案があって開催する所管事務調査はそのまま行くとして、コンビナートの現状と今後の課題についてなんですけれども、産業生活常任委員会、最後の所管事務調査になりますので、個人的な思いなんですけれども、何か当委員会で成果物みたいなものができたらなど、こう思っています。

今、調査を進めていく中で二つ問題が、本当は三つあるんですけども、大きく二つ上がってしまっていて、土壤汚染の課題と、もう一個、緑地面積率の問題が特に上がってきていると思います。

これ、皆様のご意見いただきながらなんですけれども、土壤汚染に関しては、土壤汚染対策法という規制に輪をかけて、三重県の県条例でもさらに厳しい規制がかかっているという現実が見えてきました。ですから、できればですけども、この部分について産業生活常任委員会で県に対する意見書みたいなものを出せたらなど、こういう思いがあります。

それが一つと、もう一個、緑地面積率の問題なんですけれども、これは四日市の条例で

変更できるというのがわかってきました。ただ、条例改正になってくるとハードルが高いので、所管事務調査のまとめという形で、ある程度の条例改正案の問題提起ぐらいまではさせていただきたいなと思っております。県への意見書、あと、条例改正へのきっかけとなるような問題提起、こういった二つの視点で次の1月の所管事務調査を進めていかせてもらいたいと思います。

最後の取りまとめに関しては、皆様のご意見をいただきながらまとめていこうと思いますので、こういった流れにご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

よろしいですかね。

では、1月は1月15日の午後1時半と1月28日の午前10時からの所管事務調査を予定しております。

次、今定例月議会のシティ・ミーティングが1月9日土曜日、初めて土曜日のお昼開催するという試みを行います。水沢地区市民センターの大会議室で1時から3時15分、2時間15分を予定しております。その際のシティ・ミーティングのテーマなんですけれども、こういったテーマにさせていただいたらよろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

この議会の中で来年7月からの客引き防止条例を認めてきて、7月から施行があるんですが、例えば四日市の安全・安心なまちづくりについてというようなことの切り口で、例えば防犯カメラの意識もかなり高くなっているし、そういうことと含めて、その条例の周知も合わせて何か意見をいただくようなことができたらいんじゃないかなと思うんですが。

○ 森 智広委員長

わかりました。

済みません、あとまた個人的な話、個人的じゃないですけど、水沢の方々からやるに当たって農業のことについて議論をしたいというお声もいただいています、2本立てでもよろしいですかね。

○ 日置紀平委員

いや、TPPに絡んだ。

○ 森 智広委員長

TPPという、そこまでの話かどうかもわかりませんが、農業について、今後の農業をどう考えていくんだという方向ですよね。TPPも含まれるのかもしれませんが、そういう要望も少しいただいているところがあって、2本立てでもよろしいですか。その取り扱いは少し正副に任せていただくとして、そういったご意見、安心・安全と農業という意見をいただいていますので、一任してください。済みません、お願いします。

○ 諸岡 覚委員

地元というのはええんですけど、地元から農業の話がしたいと言ってくるのと、感じとしては要望会になりそうで怖いんですよ。先に要望会にならんよと言っておいてもらいたいな。農業の議論はするけど、要望会じゃないよというのを委員長のほうで言ってください。

○ 森 智広委員長

わかりました、十分伝えておきます。

テーマが決まりました。

当日の役割なんですけれども、これまたいつもどおりで、私が今回の報告をさせていただきます。議会の報告をさせていただいて、1期生の荻須委員と豊田委員にどちらかの司会を、またお二人で決めてもらって、お任せすると、答弁に関しては皆様方で受けていただくという、こういう体制で臨みたいと思います。

集合が、1時からになっていますので、非常に出にくい時間ですけど、12時半集合ということで、そういうことで12時半集合でよろしくをお願いします。

でしたら、ことしの産業生活常任委員会は最後ということで、またよろしく願いいたします。ありがとうございました。

14：59 閉議